

# 参 考 資 料

## 第 7 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

議番号	件名
90	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
91	玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
92	玉名市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
93	玉名市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
94	熊本縣市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約

議第90号関係

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

新	旧
<p>(玉名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正(第1条関係)) (任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)~(10) 略</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)~(10) 略</p>
<p>(玉名市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正(第2条関係)) (減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、玉名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第8号)第19条第1項から第3項までに規定する報酬の額。以下同じ。)の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下_____給料の額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、玉名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第8号)第19条第1項から第3項までに規定する報酬の額_____)の10分の1以下を減ずるものとする。</p>
<p>(玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正(第3条関係)) (1週間の勤務時間)</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p>

## 第2条 略

2 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項  
の規定により採用された  
職員

(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

### 3・4 略

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

## 第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところ

## 第2条 略

2 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項  
又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された  
職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占め

るもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

### 3・4 略

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

## 第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところ

により、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の場合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) 略

2・3 略

(玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部改正(第4条関係))

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) 略

(3) 玉名市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(4) 略

(部分休業をすることができない職員)

第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)とする。

により、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の場合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) 略

2・3 略

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) 略

(3) 略

(部分休業をすることができない職員)

第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)とする。

(部分休業の承認)

第9条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第32号）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（同条例に基づく規則で定める特別休暇で、職員が生後満3年に達しない子を育てる場合におけるものを承認されている職員については、2時間から当該育児休暇に係る時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

2・3 略

(玉名市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正（第5条関係）)

(修学部分休業取得中の給与)

第3条 略

2 修学部分休業をしている職員に支給する通勤手当の額は、給与条例第10条の3第2項第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員に支給する通勤手当の額の例により算定した額とする。

3 略

(玉名市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正（第6条関係）)

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 略

2 高齢者部分休業をしている職員に支給する通勤手当の額は、給与条例第10条の3第2項第2号に規定する定年前再任用短時間

(部分休業の承認)

第9条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第32号）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（同条例に基づく規則で定める特別休暇で、職員が生後満3年に達しない子を育てる場合におけるものを承認されている職員については、2時間から当該育児休暇に係る時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

2・3 略

(修学部分休業取得中の給与)

第3条 略

2 修学部分休業をしている職員に支給する通勤手当の額は、給与条例第10条の3第2項第2号に規定する再任用短時間勤務職員に支給する通勤手当の額の例により算定した額とする。

3 略

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 略

2 高齢者部分休業をしている職員に支給する通勤手当の額は、給与条例第10条の3第2項第2号に規定する再任用短時間勤務職

勤務職員に支給する通勤手当の額の例により算定した額とする。

3 略

(玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第7条関係))

(給料表)

第3条 略

2～4 略

5 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第10条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交

員\_\_\_\_\_に支給する通勤手当の額の例により算定した額とする。

3 略

(給料表)

第3条 略

2～4 略

5 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第3条の2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第5項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第10条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下\_\_\_\_\_「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下\_\_\_\_\_「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交

通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下\_\_\_\_\_「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者\_\_\_\_\_の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下\_\_\_\_\_「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下\_\_\_\_\_「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者\_\_\_\_\_が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員\_\_\_\_\_のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるものうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2

ア～ス 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるものうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2

万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 略

4～7 略

(時間外勤務手当)

第11条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、予算の範囲内で時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 略

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間

万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 略

4～7 略

(時間外勤務手当)

第11条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、予算の範囲内で時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 略

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間

外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項

の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

## 6 略

（期末手当）

### 第16条 略

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（第17条において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項

（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

## 6 略

（期末手当）

### 第16条 略

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（第17条において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員  
当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 略

(適用除外)

第17条の3 第3条第4項、第4条、第7条、第8条の4、第1

(1)～(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条 \_\_\_\_\_ においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員 \_\_\_\_\_ 以外の職員  
当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 \_\_\_\_\_ 当該再任用職員 \_\_\_\_\_ の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 略

(適用除外)

第17条の3 第7条 \_\_\_\_\_、第8条の4、第1

0条の5及び第10条の6の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 略

附 則

1 2 略

(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)

1 3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第15項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第4項及び第4条第2項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

1 4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 玉名市職員の定年等に関する条例(平成17年条例第27号)第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 玉名市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

1 5 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第17項において「異動日」という。)の前日か

0条の5及び第10条の6の規定は、再任用職員には適用しない。

2 略

附 則

1 2 略

ら引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第13項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第13項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

16 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

17 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第13項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第15項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18 附則第15項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第13項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。





(玉名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第11条関係))

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

## 2・3 略

(給与に関する特例)

第8条 第2条又は第3条の規定により任期を定めて採用された職員の給料月額については、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号。以下「給与条例」という。)第3条第5項の規定を準用する。この場合において、同項中「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」とあるのは「玉名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第17号)第2条又は第3条の規定により任期を定めて採用された職員」と、「職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とあるのは「職務の級に応じた額」と読み替えるものとする。

2 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額については、給与条例第3条第5項の規定を準用する。この場合において、同項中「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」とあるのは、「玉名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第17号)第4条の規定によ

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

## 2・3 略

(給与に関する特例)

第8条 第2条又は第3条の規定により任期を定めて採用された職員の給料月額については、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号。以下「給与条例」という。)第3条第5項の規定を準用する。この場合において、同項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)」とあるのは、「玉名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第17号)第2条又は第3条の規定により任期を定めて採用された職員」と

\_\_\_\_\_読み替えるものとする。

2 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額については、給与条例第3条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員\_\_\_\_\_」という。)」とあるのは、「玉名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第17号)第4条の規定によ

り任期を定めて採用された短時間勤務職員」と読み替えるものとする。

(給与条例の適用除外等)

#### 第9条 略

- 2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第10条の3第2項第2号及び第11条第2項の規定の適用については、同号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び玉名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年条例第17号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とする。

り任期を定めて採用された短時間勤務職員」と読み替えるものとする。

(給与条例の適用除外等)

#### 第9条 略

- 2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第10条の3第2項第2号及び第11条第2項の規定の適用については、同号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び玉名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年条例第17号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、同項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とする。

議第91号関係

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新							旧						
別表（第2条—第5条関係）							別表（第2条—第5条関係）						
執行機関	附属機関	所掌事項	事務の内容	委員の定数	委員の構成	委員の任期	執行機関	附属機関	所掌事項	事務の内容	委員の定数	委員の構成	委員の任期
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
教育委員会	略	略	略	略	略	略	玉名市青少年センター運営協議会	略	略	略	略	略	略
	玉名市図書館窓口等業務委託事業者選定委員会	(1) 玉名市図書館窓口等業務委託事業者の選定に関すること。	審査	7人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 教育委員会が指名する職員 (3) その他教育委員会が適当と認める者	当該委嘱又は任命に係る所掌事務が終了するまでの期間		略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

(玉名市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第2項関係）)

別表第1（第2条関係）

職名	支給別	支給額（円）	摘要
略	略	略	
青少年センター運営協議会委員	略	略	
図書館窓口等業務委託事業者選 定委員会委員	日	5,800	
略	略	略	

別表第1（第2条関係）

職名	支給別	支給額（円）	摘要
略	略	略	
青少年センター運営協議会委員	略	略	
略	略	略	



当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる

その職員を当該 \_\_\_\_\_ 職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により \_\_\_\_\_ 公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき \_\_\_\_\_。
- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由 \_\_\_\_\_ が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、1年 \_\_\_\_\_ を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日 \_\_\_\_\_ の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる

場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 略

第5条 略

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 玉名市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第47号）第6条の2第1項に規定する職員が占める職

(2) 玉名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第185号）第4条に規定する職員が占める職

(3) 前2号に掲げるもののほか、これらの職に準ずるものとして規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27

場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は\_\_\_\_\_、  
\_\_\_\_\_、  
第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなった\_\_\_\_\_と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 略

第5条 略

条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管

理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条各項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとす

る。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成17年10月3日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年10月3日から施行する。

(定年に関する経過措置)

第2条 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

第3条 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この条において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この条において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

議第93号関係

玉名市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども <u>満18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの年齢にある者をいう。</p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども <u>満15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの年齢にある者をいう。</p> <p>(2)～(6) 略</p>

議第94号関係

熊本縣市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約

新	旧				
<p>別表第1</p> <p style="text-align: center;">組合を組織する地方公共団体</p> <p>八代市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、熊本縣市町村総合事務組合、上天草・宇城水道企業団、玉名市玉東町病院設立組合、有明広域行政事務組合、山鹿植木広域行政事務組合、菊池養生園保健組合_____、大津菊陽水道企業団、小国郷公立病院組合、大津町西原村原野組合、阿蘇広域行政事務組合、御船地区衛生施設組合、御船町甲佐町衛生施設組合、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合、上益城消防組合、氷川町及び八代市中学校組合、八代広域行政事務組合、八代生活環境事務組合、水俣芦北広域行政事務組合、球磨郡公立多良木病院企業団、人吉下球磨消防組合、上球磨消防組合、人吉球磨広域行政組合、上天草衛生施設組合、宇城広域連合、菊池広域連合、上益城広域連合、天草広域連合、熊本県後期高齢者医療広域連合</p>	<p>別表第1</p> <p style="text-align: center;">組合を組織する地方公共団体</p> <p>八代市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、熊本縣市町村総合事務組合、上天草・宇城水道企業団、玉名市玉東町病院設立組合、有明広域行政事務組合、山鹿植木広域行政事務組合、菊池養生園保健組合、<u>菊池環境保全組合</u>、大津菊陽水道企業団、小国郷公立病院組合、大津町西原村原野組合、阿蘇広域行政事務組合、御船地区衛生施設組合、御船町甲佐町衛生施設組合、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合、上益城消防組合、氷川町及び八代市中学校組合、八代広域行政事務組合、八代生活環境事務組合、水俣芦北広域行政事務組合、球磨郡公立多良木病院企業団、人吉下球磨消防組合、上球磨消防組合、人吉球磨広域行政組合、上天草衛生施設組合、宇城広域連合、菊池広域連合、上益城広域連合、天草広域連合、熊本県後期高齢者医療広域連合</p>				
<p>別表第2</p> <p style="text-align: center;">組合の共同処理する事務</p> <table border="1" data-bbox="174 1329 1070 1409"> <tr> <td data-bbox="174 1329 398 1409">第3条第1号に関する事務</td> <td data-bbox="398 1329 1070 1409">玉名市、菊池市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、</td> </tr> </table>	第3条第1号に関する事務	玉名市、菊池市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、	<p>別表第2</p> <p style="text-align: center;">組合の共同処理する事務</p> <table border="1" data-bbox="1167 1329 2063 1409"> <tr> <td data-bbox="1167 1329 1391 1409">第3条第1号に関する事務</td> <td data-bbox="1391 1329 2063 1409">玉名市、菊池市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、</td> </tr> </table>	第3条第1号に関する事務	玉名市、菊池市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、
第3条第1号に関する事務	玉名市、菊池市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、				
第3条第1号に関する事務	玉名市、菊池市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、				

	<p>長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、熊本県市町村総合事務組合、有明広域行政事務組合、山鹿植木広域行政事務組合、菊池養生園保健組合_____、大津菊陽水道企業団、小国郷公立病院組合、阿蘇広域行政事務組合、御船地区衛生施設組合、御船町甲佐町衛生施設組合、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合、上益城消防組合、八代広域行政事務組合、八代生活環境事務組合、水俣芦北広域行政事務組合、球磨郡公立多良木病院企業団、人吉下球磨消防組合、上球磨消防組合、人吉球磨広域行政組合、上天草衛生施設組合、宇城広域連合、菊池広域連合、天草広域連合、熊本県後期高齢者医療広域連合</p>
略	略
第3条第9号に関する事務	<p>玉名市、山鹿市、菊池市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、熊本県市町村総合事務組合、上天草・宇城水道企業団、玉名市玉東町病院設立組合、有明広域行政事務</p>

	<p>長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、熊本県市町村総合事務組合、有明広域行政事務組合、山鹿植木広域行政事務組合、菊池養生園保健組合、<u>菊池環境保全組合</u>、大津菊陽水道企業団、小国郷公立病院組合、阿蘇広域行政事務組合、御船地区衛生施設組合、御船町甲佐町衛生施設組合、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合、上益城消防組合、八代広域行政事務組合、八代生活環境事務組合、水俣芦北広域行政事務組合、球磨郡公立多良木病院企業団、人吉下球磨消防組合、上球磨消防組合、人吉球磨広域行政組合、上天草衛生施設組合、宇城広域連合、菊池広域連合、天草広域連合、熊本県後期高齢者医療広域連合</p>
略	略
第3条第9号に関する事務	<p>玉名市、山鹿市、菊池市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、熊本県市町村総合事務組合、上天草・宇城水道企業団、玉名市玉東町病院設立組合、有明広域行政事務</p>

	組合、山鹿植木広域行政事務組合、菊池養生園保健組合、大津菊陽水道企業団、小国郷公立病院組合、大津町西原村原野組合、阿蘇広域行政事務組合、御船地区衛生施設組合、御船町甲佐町衛生施設組合、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合、上益城消防組合、氷川町及び八代市中学校組合、八代広域行政事務組合、八代生活環境事務組合、水俣芦北広域行政事務組合、球磨郡公立多良木病院企業団、人吉下球磨消防組合、上球磨消防組合、人吉球磨広域行政組合、上天草衛生施設組合、宇城広域連合、菊池広域連合、上益城広域連合、天草広域連合、熊本県後期高齢者医療広域連合
略	略

	組合、山鹿植木広域行政事務組合、菊池養生園保健組合、菊池環境保全組合、大津菊陽水道企業団、小国郷公立病院組合、大津町西原村原野組合、阿蘇広域行政事務組合、御船地区衛生施設組合、御船町甲佐町衛生施設組合、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合、上益城消防組合、氷川町及び八代市中学校組合、八代広域行政事務組合、八代生活環境事務組合、水俣芦北広域行政事務組合、球磨郡公立多良木病院企業団、人吉下球磨消防組合、上球磨消防組合、人吉球磨広域行政組合、上天草衛生施設組合、宇城広域連合、菊池広域連合、上益城広域連合、天草広域連合、熊本県後期高齢者医療広域連合
略	略